

令和6年4月3日

職員の懲戒処分について

板野東部消防組合管理者は、地方公務員法に基づき、職員の懲戒処分を行いましたので、下記のとおり公表いたします。

記

事案概要

令和5年12月に、1696件の行政文書等及び20名（氏名のみ）並びに1名（氏名、住所）の個人情報を含む業務データが保存された私物のハードディスクを外部機関に持ちだし、外部機関寮内で当該ハードディスクが盗難されたとはいえ、当消防組合の個人情報を含む業務データを紛失したものの。

懲戒処分の内容等

被処分者	男性消防士	40代
処分内容	戒告	
処分年月日	令和6年3月21日	

上記処分に係る管理監督責任

消防長	文書訓告
第2消防署長	文書訓告
署長補佐	口頭訓告

藪内裕二消防長コメント

住民の皆様、関係者の皆様に多大なご迷惑をおかけしたことに深くお詫び申し上げます。

服務規律、綱紀肅正を徹底し再発防止を図ります。